

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和6年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p><事務全体の概要> 介護保険法及び関係法令に従い、被保険者の資格情報の管理並びに認定審査並びに保険料賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。</p> <p><特定個人情報ファイルを使用して実施する事務> 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務 3. 介護給付、予防給付又は区特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム、北区共通基盤システム、収納管理システム、滞納整理システム、電話催告システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表の100の項 第9条第2項に基づく条例（東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項八号、二項八号、三項八号、四項八号、五項八号）</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 131、132の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、5、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、115、116、125、128、131、132、137、145の項</p> <p>2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第133、134条 【情報提供の根拠】 第3、4、5、7、8、9、44、71、82、88、89、117、127、133、134、139条</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒114-8508

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所福祉部介護保険課給付調整係 03-3908-1286

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	介護保険課長 菊池 誠樹	介護保険課長 関谷 幸子	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う予定	第9条第2項に基づく条例（東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号）	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年1月30日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 93、94の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、109、117、120の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第46、47条 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47、49条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 93、94の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、109の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第46、47条 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47、49条	事後	番号法改正による変更
平成31年1月30日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 所属長の役職名		介護保険課長		様式変更によるもの
平成31年1月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年1月28日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年1月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月28日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月7日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 93、94の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、 42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、 88、90、93、 94、95、97、109、117、120の項	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 93、94の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、 39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、 87、88、 90、93、94、95、97、109の項	事後	番号法改正による変更
令和3年10月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和4年9月30日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年9月30日	I 関連情報 8特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	北区役所健康福祉部介護保険課給付調整係	北区役所福祉部介護保険課給付調整係	事後	組織変更に伴うもの
令和4年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和4年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第一の68の項 第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項八号、二項八号、三項八号、四項八号、五項八号)</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表の100の項 第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項八号、二項八号、三項八号、四項八号、五項八号)</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 93、94の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、 90、93、94、95、97、109の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第46、47条 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47、49条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 131、132の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、5、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、115、116、125、128、131、132、137、145の項</p> <p>2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第133、134条 【情報照会の根拠】 第133、134条 【情報提供の根拠】 第3、4、5、7、8、9、44、71、82、88、89、117、127、133、134、139条</p>	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年9月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	